

令和3年10月21日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和3年10月21日（木曜日）午前9時58分～午前10時49分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 専決処分の報告について
- (2) 専決処分の報告について
- (3) 専決処分の報告について
- (4) 専決処分の報告について
- (5) 専決処分の報告について
- (6) 事故の報告について
- (7) 事故の報告について
- (8) (仮称)青森市都市計画マスタープランの(素案)の概要について
- (9) 令和3年度除排雪事業実施計画(案)の概要について
- (10) 令和3年度冬ダイヤ改正の概要について

○出席委員

委員長	神山昌則	委員	工藤健
副委員長	山本武朝	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	里村誠悦

○欠席委員

委員	藤原浩平	委員	中田靖人
----	------	----	------

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	都市整備部次長	佐々木浩文
都市整備部長	平岡弘志	交通部次長	今国弘
水道部長	横内修	都市政策課長	櫻田文明
交通部長	赤坂寛	交通部管理課長	堀川慎一
浪岡振興部長	三浦大延	道路維持課長	小田一彦
関係課長等			

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	柿崎良輔	議事調査課主査	木村結衣
議事調査課主査	岩間憲仁		

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、藤原委員が病気療養のため、中田委員が所用のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

最初に、「専決処分の報告について」は、関連する2件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○**平岡弘志都市整備部長** 令和3年第4回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分2件について、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

お手元の資料①、右上のクレジットとして公園河川課と記載している資料を御覧ください。

事故の発生は、令和2年8月18日火曜日の午後0時53分頃、野木和公園内の野木和湖に架けられている、みかえり橋付近となる、配付資料の赤色の丸で囲んでいる部分において、公園に設置されている排水柵のグレーチングの隙間に歩行中の相手方が足を落とし負傷したものであります。損害賠償の額につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、治療費、文書料、交通費、衣服損害額、休業損害額及び慰謝料として15万4136円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年9月28日に専決処分をし、同日示談が成立しております。なお、損害賠償については、指定管理者が加入している、賠償責任保険で対応しております。

次に、お手元の資料②を御覧ください。事故の発生は、令和3年8月17日火曜日、午前10時頃、青森市原別四丁目にあります開発緑地No.149において、会計年度任用職員が肩掛け式草刈り機により作業を行った際、小石が飛散し、隣接する住宅の窓ガラスが破損した事故であります。損害賠償の額につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、窓ガラス交換費用として6万7760円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年9月28日に専決処分をし、同日示談が成立しております。なお、損害賠償につきましては、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険で対応しております。

公園河川課担当の専決処分についての報告は以上でございます。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する3件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 続きまして、道路維持課担当の「事故の和解及び損害賠償の額の決定」に係る専決処分3件について、お手元に配付しております資料に基

づき御説明申し上げます。

資料①、右側のクレジットに道路維持課と記載しているものでございますけれども、御覧いただければと思います。事故の発生は、令和3年4月10日、午後4時45分頃、駒込字桐ノ沢の市道駒込1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側後輪アーム部分を損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として3万8412円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年10月15日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料②を御覧ください。事故の発生は、令和3年4月21日、午後8時頃、富田三丁目の市道相野線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として5280円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年10月15日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料③を御覧ください。事故の発生は、令和3年7月15日、午前9時頃、勝田一丁目の市道勝田一丁目2号線において、走行中の車両が鉄板の側溝蓋の跳ね上がりにより、車両底部の燃料タンク及び右側後部ボディを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として7万8696円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年10月15日に専決処分をし、同日示談が成立しております。なお、損害賠償については、いずれも市が加入している、道路賠償責任保険で対応しております。

道路維持課担当の専決処分の報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 続きまして、令和3年9月10日に発生しました、公園河川課職員の公用車運転中に発生した事故について、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

事故の発生は、令和3年9月10日金曜日、午後4時25分頃、松原三丁目の市道松原三丁目2号線と県民生協あじさい館などの店舗敷地が交差する交差点内において、公園河川課職員が運転する公用車と一般車両が接触したものであります。公用車は、佃の往訪先から松原公園へ向かうため、市道松原三丁目2号線を西方向へ走行中、交差点を通過し終える直前に、相手方車両が県民生協あじさい館などの店舗敷地内から一時停止線の箇所を一時停止することなく交差点内へ飛び出してきたため、公用車の左側後部に相手方車両の前部が接触したものであります。今回の事故による被害につきましては、幸いケガ人はありませんでしたが、公用車及び相手方車両に損傷が見られたことから、現在、相手方と示談交渉中であります。

今回の事故は相手方の一時停止不履行が主な原因で発生したものでありますが、公用車の運転に際しては、事故防止のため、細心の注意を払うよう職員に対し周知してきたところであり、改めて、安全運転、安全確認の徹底を呼びかけ、事故の再発防止に向けて努めてまいります。なお、損害賠償については、市が加入している全国市有物件災害共済にて対応する予定であります。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。奥谷委員。

○奥谷進委員 都市整備部長から、事故の問題について報告がありました。

しかしながら、毎回のように、協議会には事故の報告をされておるわけですが、やはり技能職の方々に朝礼などを行っているのか、そこを確認のため、お知らせ願いたいと思います。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 奥谷委員から御指摘がありました、職員等に対する安全等に関する指導の徹底の件でありますけれども、各担当課部署において朝会等、こういったような事故があった際には、同様の事案が発生しないよう注意を呼びかけているところであります。

今後につきましてもこのような事故が発生しないよう、引き続き、指導を徹底してまいりたいと考えております。

〔奥谷進委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。

○神山昌則委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 続きまして、市道の破損等に起因して発生した事故について、お手元に配付しております資料に基づき御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和3年9月6日月曜日、午後8時頃、桑原字稲葉の市道矢田前桑原線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。事故現場につきましては、事故の通報を受け道路維持課職員が穴埋めの応急補修をしたところであり、なお、今回の事故につきましては、幸いケガ人はなく、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中でございます。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや「職員総パトロール制度」により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「(仮称)青森市都市計画マスタープラン(素案)の概要について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 それでは続きまして、(仮称)青森市都市計画マスタープラン(素案)について、御報告いたします。

本計画につきましては、平成30年3月開催の都市建設常任委員会において御報告しておりますが、このたび、計画素案を取りまとめましたので、その概要について御説明させていただきます。

(仮称)青森市都市計画マスタープラン(素案)の御説明に入る前にまずは、本計画の概要やスケジュールについて御説明させていただきます。

お手元に配付しております資料1を御覧ください。

市町村都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めるもので、長期的な都市政策の視点に立って、土地利用・都市施設等の整備方針などを示す、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものとなっております。

計画策定の背景等といたしましては、現行の都市計画マスタープランの策定から20年以上経過し、策定当時の予測を上回るペースで、人口減少や少子高齢化が進んでいるなど、社会環境が大きく変化してきており、これらの社会環境の変化や土地利用の実情に対応した持続可能な都市づくりを目指して、市の都市計画の総合的な指針としての役割を担う都市計画マスタープランを策定するものであります。

都市計画マスタープランに記載する主な事項として、都市像、都市構造、土地利用や施設整備の方針、交通体系の整備の考え方、都市内の自然環境の保全、都市環境の形成、都市景観の形成の指針などを定めることとしております。

策定のスケジュールについてですが、本年6月に作成しました(仮称)青森市都市計画マスタープランの基本方向について、7月に都市計画審議会に対する意見聴取と、全庁照会での意見聴取が終了しており、その結果を反映した形で、計画素案を作成しております。本日の都市建設常任委員協議会へ計画素案について報告した後、11月に計画素案についてパブリックコメントを実施、12月に計画素案について都市計画審議会に対する意見聴取を行う予定としており、令和3年度内の計画策定を予定としております。概要及びスケジュールについては以上となります。

それでは、(仮称)青森市都市計画マスタープラン(素案)について御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

1ページの左上、「序章 基本的な考え方」として「(1)計画策定の目的と計画

期間」についてです。目的としましては、社会環境の変化や土地利用の実情に対応した持続可能な都市づくりを目指し、本市の都市計画における総合的な指針としての役割を担う新たな都市計画マスタープランを策定するものです。計画期間は、令和4年度からおおむね20か年とするものです。

次に、「(2) 計画の位置づけ」についてです。本マスタープランは、図に示すとおり、青森県都市計画マスタープラン及び本市総合計画基本構想の内容に即するとともに、本市の各種計画との整合を図りながら、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものとなっております。

次に、右側のページ「(3) 本市総合計画前期基本計画における位置づけ」ですが、本マスタープランは本市総合計画前期基本計画第3章、第5章、第6章に位置づけられるものとなっております。

次に、「(4) 計画の対象区域」についてですが、本マスタープランの対象区域は、図のとおり、青森都市計画区域及び浪岡都市計画区域となっております。

2ページ目を御覧ください。

「第1章 都市づくりの理念及び都市計画の目標」についてです。「(1) 都市づくりの現状と課題」ということで、現状分析を実施した結果の概要をまとめております。右側のページの「(2) 目指すべき都市構造」についてですが、こちらは、現行の青森市立地適正化計画と整合を図った内容となっております。

3ページ目を御覧ください。

「(3) 都市づくりの基本理念及び方向性」については、基本理念を「魅力が集いひとが行き交う 県都あおもり」と定め、都市づくりの方向性として、5つの戦略目標を定めております。続きまして、右側のページ「第2章 全体構想（分野別方針）」についてです。「(1) 土地利用の基本的な方針」や「(2) 地区拠点区域における土地利用配置」については、現行の青森都市計画マスタープラン及び青森市立地適正化計画の内容を踏まえ、設定をしております。

4ページ目を御覧ください。

「(3) 居住機能に係る土地利用配置」についても、こちらも現行の青森市立地適正化計画と整合を図った内容となっております。右側のページ「(4) 市街化調整区域における土地利用配置」についてです。基本的な方針として、市街化調整区域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するため、自然環境及び周辺環境との調和を図りながら、農林漁業用地等の保全を目的とした土地利用を基本としながらも、本市の市街化区域の大部分が災害ハザード区域に指定されていることや、移住・定住の促進、集落の地域コミュニティ維持の観点から、土地利用に係る方針の一部見直しを検討することとしております。区域毎の土地利用配置の考え方としましては、表に示すとおりとなっております。図は集落と国道・県道の幹線道路の配置を示しております。

5ページ目を御覧ください。

「(5) 都市機能別の土地利用配置の基本的な考え方」として、表に示すとおり整理しております。右側のページに、これら土地利用配置の概要図として整理したものを示しております。

6 ページ目を御覧ください。

「(7) 都市施設整備の方針」についてです。交通体系の方針の主な内容として道路網、公共交通網としており、平成 30 年に策定した青森市地域公共交通網形成計画と整合を図った内容となっております。図は、本市の交通網の概要図となっております。続きまして、右側のページを御覧ください。下水道、河川、公園・緑地等の方針を整理しており、青森都市計画区域マスタープランと整合を図った内容となっております。

次に「(8) 都市環境整備の方針について」です。基本的な方針と整備方針を整理しており、青森市緑の基本計画、青森市景観計画、青森市地球温暖化対策実行計画、青森市污水处理施設整備構想と整合を図った内容となっております。

次に「(9) 防災性向上の方針」についてです。基本的な方針と整備方針を整理しており、「青森市地域防災計画」、現行の「青森都市計画マスタープラン」と整合を図った内容となっております。

7 ページ目を御覧ください。

「第 3 章 実現化方策」についてです。「戦略目標 (1) 都市機能と居住の適正配置」として、目標とする指標は、青森市立地適正化計画より引用しており、今後の人口減少下においても、居住誘導区域内の居住人口密度を 1 ヘクタール当たり 51.3 人から 40 人に維持することを目標として設定しております。「戦略目標 (2) 交通網を活用した都市環境の形成」として、目標とする指標は、青森市公共交通網形成計画より引用しており、公共交通人口カバー率を 83.6%で維持することを目標として設定しております。「戦略目標 (3) 自然と調和した快適な都市環境の形成」として、目標とする指標は、青森市総合計画より引用しており、陸奥湾の環境基準達成率 94.1%から 100%を目標として設定しております。

続きまして、8 ページ目を御覧ください。

「戦略目標 (4) 災害に備えた都市環境の形成」として、目標とする指標は、青森市耐震改修促進計画より引用しており、耐震化率をそれぞれの基準値から、概ね解消することを目標として設定しております。「戦略目標 (5) 持続可能な都市環境の形成」として、目標とする指標は、青森市総合計画より引用しており、都市計画道路整備率 67.4%から 70%を目標として設定しております。

以上が（仮称）青森市都市計画マスタープラン（素案）の概要であります。計画素案の本文は資料 3 となっております。本素案につきましては、資料 4 のとおり、11 月 1 日から 11 月 30 日までの 1 か月間、「わたしの意見提案制度」を実施し、市民意見を募集することとしております。

委員各位におかれましては、本日以外にも計画素案への御意見がありましたら、

同様に11月30日までに御連絡くださいますようお願いいたします。

報告は以上となります。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年度除排雪事業実施計画（案）の概要について」報告を求めます。
都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 それでは続きまして、令和3年度除排雪事業実施計画（案）の概要について御説明いたします。

お手元に配付しております資料1『令和3年度 除排雪事業実施計画（案）』の概要」を御覧ください。

初めに、「1 令和3年度除排雪事業実施計画（案）の作成」についてですが、昨冬の除排雪作業の実施状況を踏まえ、除排雪体制強化プロジェクトとして除排雪体制強化に向けた取組の検討を行うとともに、雪対策特別委員会における除排雪に関する決議や、除排雪事業者、青森市町会連合会との意見交換を経た上で、計画案を作成いたしました。

次に、「2 除排雪延長」についてですが、造成による新規道路敷設に伴う除排雪路線の追加などの見直しを行った結果、昨年度に比べ1.46キロメートル増の1568.36キロメートルとなります。

次に、「3 主な変更点」を御覧ください。

1つ目の「『除排雪実施体制』関係」における、除排雪対策監の設置についてですが、豪雪災害対策本部が設置されたときは、除排雪対策監を配置し、パトロール班、雪に関する市民相談窓口、スノーレスキュー隊を相互に連携させ、雪に関する相談・要望事項を機動的に処理します。

次に、除排雪事業者間における連携による除排雪についてですが、除排雪作業の遅れが生じると認められる場合には、東青除排雪協会や浪岡除雪災害防止対策協議会に加入している事業者等と連携することにより、作業の効率化をできる体制を整えることとしております。

次に、除雪オペレーター担い手育成支援についてですが、除雪オペレーターを育成するため、除排雪作業従事に必要な講習の受講料及び教材費について2分の1を補助することとし、既に実施しております。

資料2 ページ目を御覧ください。

次に、国・県・市による道路管理者除排雪連絡調整会議の実施についてですが、国・県・市の3者の道路管理者による除排雪連絡調整会議を設置し、豪雪時等の際には適宜、会議を開催し、相互に連携した取組等について検討することとしております。

次に、除排雪作業の効率化についてですが、工区（生活道路等）の作業効率の向

上を図るため、除排雪事業者へ貸与する除雪機械を新たに4台追加整備し、除排雪作業を必要とする事業者に弾力的に貸与することにより、作業効率の向上を図ることとしております。

2つ目の、『『パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等』関係』でありますけれども、除雪ボランティア活動に対する支援についてですが、先導的な取組として国土交通省の支援を受け、地域における自主的な除雪活動を推進するため、学生等の若い世代をはじめとする多くの市民の除雪ボランティア活動を支援するとともに、今年度は、新たに県外からの除雪ボランティアの受入れを試行することとしております。

3つ目の、『『その他の雪対策』関係』でありますけれども、除排雪業務の可視化についてです。生活道路などの工区ごとの除排雪作業状況の公開を新たに行うこととしております。

次に、豪雪地帯における冬季の円滑な道路交通確保に向けた実証実験についてですが、国土交通省が実施する「令和3年度 道路に関する新たな取り組みの現地実証実験（社会実験）」において採択されたことを受け、AIやICTなどの技術等を活用し、道路状況の把握及び除排雪出動指令に関して、高度化・効率化に向けた実証実験を行うこととしております。

次に、流・融雪溝の整備加速についてですが、令和3年度においては、佃地区の一部地域で暫定供用を開始するとともに、篠田地区及び北中野地区で供用開始に向けた整備を進めております。

主な変更点につきましては、以上のとおりであり、これらの内容を含めた現時点における「令和3年度 除排雪事業実施計画（案）」は、資料2のとおりですが、33ページ以降の各工区・路線等について、委託事業者がまだ決定しておりませんので空欄のままとなっております。計画の確定版につきましては、11月1日を目途に市ホームページで公表することとしており、また、全議員の皆様にご改めとお配りすることとしております。

報告は、以上となります。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。いろいろ配慮していると思います。

ひとつお願いしたいのは、毎回お話をしているんですが、詰まるのは大体バスが行き違いできないということが毎年あります。ですから、バス通りのパトロール隊の設置、そしてそれを、都市整備部で見て回るのも大変でしょうから、業者から報告を受けて、そして、バスのほうに行ったり、都市整備部のほうでやったりとか、それができればいいなと思っております。

もう1つ、27ページで、作業状況を公開と言われましたけれども、いろいろな業者がいるので、下手だとか上手だとか丁寧だとか丁寧でないとかあるので、それを

写真に撮ったり、動画を撮ったりして、やはり何て言うんだらうな、教育して育てていくということにしないと、青森はいつも毎回そういう下手と上手が混同するんじゃないかと思っておりますので、その辺についてひとつよろしくお答えをお願いします。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 里村委員からのまず一つ目のバス路線に関する御質疑でございます。御存じのようにバス路線につきましては、幹線道路、あるいは補助幹線道路になっておりますので、これらの除雪につきましてはこれまで以上に、適切に実施してまいりたいと思っております。また、お話がありましたパトロールの強化体制につきましても、昨年度のような豪雪災害時にはパトロール班の体制を強化することとしております。今冬におきましても、適時・適切な除雪に努めてまいりたいと思っております。

それから2点目の工区除雪の公開に関するお話であります。今年度から、新たな取組として、これまでは幹線、補助幹線の除雪状況につきまして、市ホームページで公開していましたが、今冬からは、工区除雪につきましても、各工区ごとに、除雪の状況について公開する予定で現在準備を進めているところであります。

それからもう一つ御指摘のありました工区除雪の、除雪のよしあしでありますけれども、これに関してはホームページで公開するというわけではありません。これにつきましては先ほど御説明しましたように、オペレーターの担い手育成支援、こういったものを有効に活用しながら、オペレーターの技術向上そういったものに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○神山昌則委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

それでいいんですけれども、あとね、必ずバスが通れなくなるような場所っていうのはあるわけですから、そこに、今、技術が進んでいますので、カメラを設置して、幅が何メートル以下になったら、何て言うんだらうか、警報が鳴るとか、これからは、もうAIの技術というか、そういうものがあるので。そういうところに設置してね。まずは幸畑団地につけるとか、いろんなところにテストをやっていただければ、バスもスムーズに行けますし。一番なのはやっぱり、市民の皆さんが、遅れなく職場に着くと。そうするとまた、経済が発展すると。ということですので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上です。

○神山昌則委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 はい、ありがとうございます。概要のところ、3点質問します。

1つ目は、除排雪の延長の関係で、狹隘路線が延長キロ数が減になってますけれども、そのところを説明してください。

それから2つ目は、除排雪事業者間における連携による除排雪です。これはいいと思いますけれども、その際の委託費の扱いについて教えてください。

それから3つ目。県外からの除雪ボランティアです。新たに県外からの除雪ボランティアの受入れを試行すると。この具体的な中身を教えてください。

○神山昌則委員長 部長。

○平岡弘志都市整備部長 竹山委員から3点御質問がありました。

3点目からお答えさせていただきます。まず除雪ボランティア活動に対する支援のところで、先ほど、新たに県外から除雪ボランティアの受入れを試行するという御説明をさせていただきました。この県外からのボランティアにつきましては現在、ある会社と調整しておりまして、まだ、会社として最終決定されておりませんので、会社名は差し控えていただきたいという、相手方からそういうお話がありますので、大変申し訳ございませんけれども、ここでは差し控えていただきたいと思いません。

それから、2点目の除排雪事業者間における連携による除排雪に関する御質問で、委託費の扱いがどうなるのだろうかという御質問であります。これにつきましては、遅れが生じて、市民の皆様にご迷惑をおかけしている。市から、東青除排雪協会に応援除雪の要請をする、その要請を受けて、東青除排雪協会のほうから、応援できる業者を選定して派遣するというところに、そういったものを、現在検討しているところであります。当然、応援除雪をした業者には対価を支払う必要がありますので、その対価につきましては、応援を受けた事業者からその応分の費用を負担してもらうということ、現在のところ検討しております。

それから、1点目の御質問については、担当課のほうからお答えさせていただきます。

○神山昌則委員長 はい、どうぞ。

○小田一彦道路維持課長 昨冬まで、狹隘としていた路線なんですけれども、今年度事業者と現地を改めて確認しまして、道路の状況、それから事業者の保有の機械の状況から、通常の工区と一緒にできるということで、工区のほうに取り入れた分が延長減となっております。

以上です。

○神山昌則委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 はい、分かりました。県外のボランティアは、ある会社から話があつて現在調整中と。それから、業者連携の委託費の扱いは、まだ整ったわけではないけれども、当然、応援を受けたところから、応援した業者にその辺は、支払ってもらうように考えてると。場合によっては、協会とか市が、仲介とか仲立ちってということも多分出てくるんだろうなと思いますけれども、そういうふうに考えていると。狹隘の路線の減は、一般の工区に回したと。だから、なくなったってということではないよという話でした。

今日は概要のところ、質疑いたしましたけれども、細かいところは、また今後、何かあれば話して行きたいと思います。よろしくお願いします。

○神山昌則委員長 よろしいですか。

〔竹山美虎委員「はい」と呼ぶ〕

○神山昌則委員長 工藤委員。

○工藤健委員 県外からというところで、多分リモートワークとか、そういう方たちを対象にということだと思えるんですけど、今、移住・定住を含めてワーケーションとか増えていると思いますし、こういった手法は多分有効だと思いますので、その企業にかかわらず、逆にいろいろお願いしてもいいのかなと思います。

それに絡んでボランティアポイントを、今、やっていますけれども、説明を見ると、たまったポイントは商品券・バスカードという表現になっていますが、4月から地域連携カードできますよね。その中のポイントにも、もし反映できるのであれば、どんどんバスカードを渡すよりは、ポイントとしてその地域連携カード、それがバス代として使えるかどうか分かりませんが、そういうのに使っていければいいのかなと思います。

1つ質問なんですけれど、里村委員からバス通りのパトロールの件ありましたけれども、バスにドライブレコーダーはついてますよね。この辺のデータというのは除雪のほうとどういうふうに連携を考えてるのか教えてもらえますか。

○神山昌則委員長 部長。

○平岡弘志都市整備部長 工藤委員から、市営バスのカメラ画像の活用のお話がありました。申し訳ありません、今、バスの画像をどういうふうに活用するかということに関しては検討していない状況であります。今後、そういったものも、必要に応じて検討してまいりたいと。先ほど御意見ありました道路の雪によって道路の幅員が狭くなるというようなお話もありました。そういったものに有効に活用しているのかどうか、検討を進めてまいりたいと思います。

○神山昌則委員長 工藤委員。

○工藤健委員 リアルタイムにはなかなかいきませんが、せっかく撮れている映像ですので、かなり厳しくなってきたよという状況は把握できると思いますので、その辺、ぜひ生かしてもらえればと思います。

○神山昌則委員長 交通部長。

○赤坂寛交通部長 ドライブレコーダーのお話でありました。

除雪の状況は日々の運行に非常に影響するものですから、例年やっている取組として、まず前年度の問題になった箇所みたいなものにつきましては市の除雪に限らず、県・国も含めて、各除雪のセクションに、具体的な場所と、その状況を書いたものを除雪が始まる前にお渡しして、除雪の要望をお願いしているところです。また運行が始まって日々の状況につきましては、運行に支障が出ているような場合乗務員からすぐ無線が入ってまいります。

そうしたものをすぐ国・県・市の除雪担当課のほうに、それをお伝えしているという対応をとっております。そういった形で連携しています。また、ドライブレコーダーの映像も1年前のものとかというともうデータがないのですけれども、提供可能なものであれば、連携はやぶさかではないのかなとは思いますが、今、現在、そういった日々の状況をつぶさにお伝えすることで、いち早く対応につなげているといったようなところであります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 毎年苦情が非常に多く来ていると思うのです。除雪に対して、どこから集中的に来ているのか。そして、どの工区なのか。というのを調べて、地図にしてみると、ここが赤くなってしまうとか、やはりそういうところを重点的に調べてその苦情を余り来ないように、対策をとっていただきたいと思います。やっていると、ぜひそれを実施していただきたいなと思っております。もしあれば答弁をお願いします。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 里村委員から苦情の件数の分析のお話がありました。苦情に関する分析に関しましては、各工区ごとに、あるいは除雪業者ごとに、どのぐらいの件数の苦情件数が来ているという内容のものを委員指摘のとおり、地図のほうに落として、昨冬も実は検討を進めてまいりました。今年度はその結果を踏まえて、工区の見直し、それから新たな業者の選定等を進めてきたところでございます。

〔里村誠悦委員「はい、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○神山昌則委員長 私、委員長として一言申し上げますけど、今年の推移を見ると、燃料費がずっと上がっているわけです。だから、ドライバーの方も市民の方も、車が進まないで燃料ばかり消費してという苦情もあり得るかも分からないと。それも一つ念頭に入れたらいいのじゃないかというのを昨日申し上げたのです。車が進まないで、この燃料費が高い時に燃料ばかり消費して何やっているんだという話になるかもしれませんので、その辺もひとつ、胸に留めてもらえればと思っています。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。

○神山昌則委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和3年度冬ダイヤ改正の概要について」、報告を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 それでは、令和3年度の冬ダイヤ改正につきまして、御報告させていただきます。

資料を御覧いただきたいと思っております。交通部では、安心して信頼のあるサービス提供に向けまして、夏ダイヤ・冬ダイヤの2シーズン制ダイヤを導入しております。今年度も冬期のバス利用増に合わせまして、冬ダイヤを実施することとしております。

資料を御覧ください。改正時期であります。12月6日月曜日、この日から導入し

てまいりたいと考えております。運行規模につきましては、表にありますように冬期間の利用客の増加に合わせまして、昨年と同様に、1日当たりの運行便数の平日は改正前から11便増の882便、休日については、改正前から10便増の757便として運行する予定としております。

主な改正内容であります。ただいま申し上げましたとおり、冬季の利用増に合わせて、増便を行うというのがまず1点目です。これは昨年度のダイヤと同様であります。

冬季における交通環境の変化につきましては、冬季のバス運行の定時性を図るために、積雪等考慮しながら、バス停間の所要時間を長くするなどの運行時間の変更を行います。

また3つ目として、一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受・委託、いわゆる運行委託でありますけれども、こちらのほうを継続することとしております。

こうした内容につきまして、市民の皆様への周知につきましては、「広報あおもり」をはじめ、これまでと同様、各媒体を使いながら、利用者の方々への周知を図ってまいりたいと考えております。

ダイヤ改正につきましては以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

○神山昌則委員長 このほか、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)